

離れて暮らす親子のための 親子交流支援事業のお知らせ

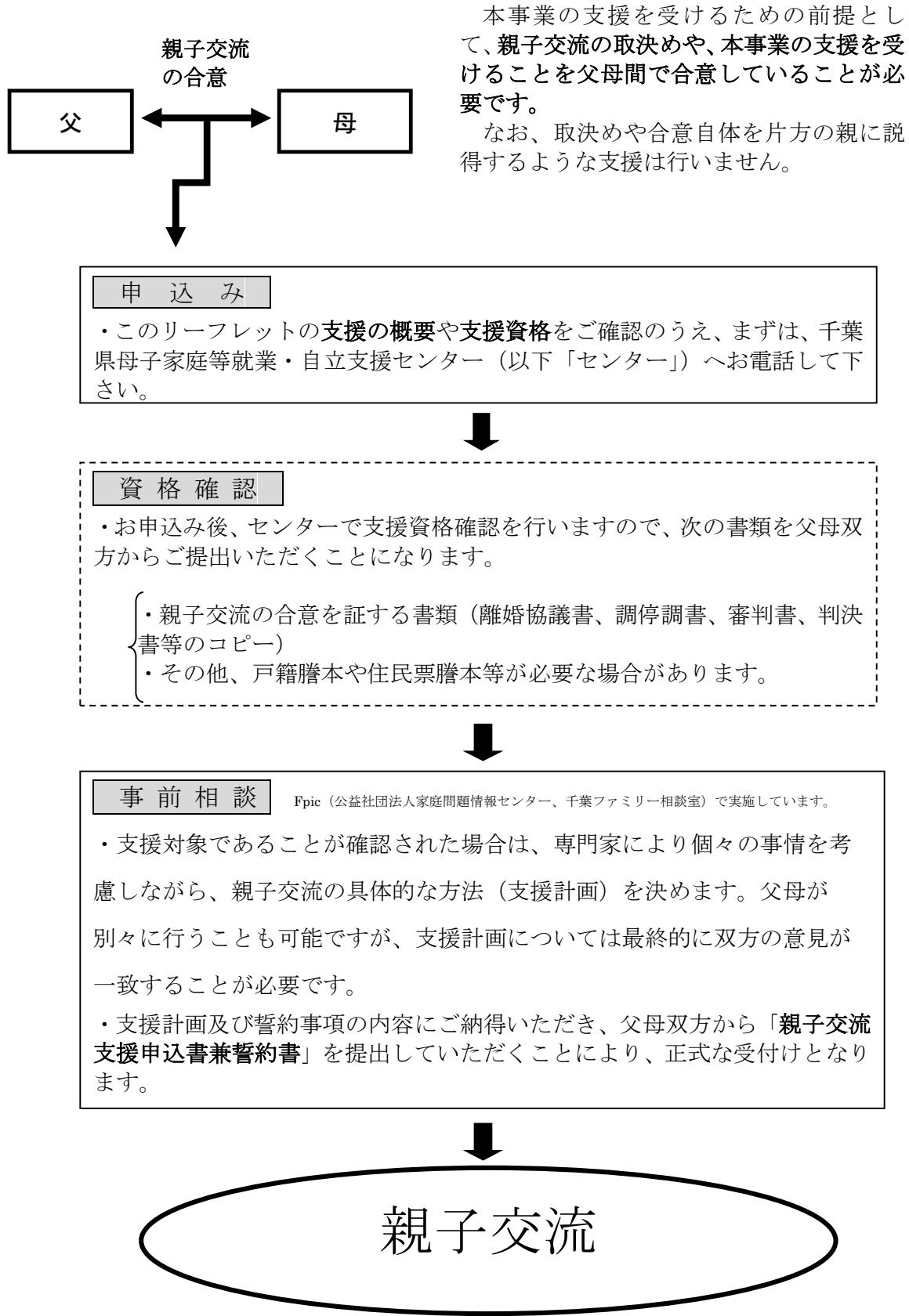
◆夫婦は離婚しても、子どもにとっては、
永遠に、お父さん、お母さんです。◆

離婚して離れて暮らしていく
も、別居親と子どもが継続的
に交流を保つことは子どもの
健やかな成長にとって有意義
です。また、別居親が養育費
を支払う意欲にもつながります。

しかし、心理的葛藤などから
父母間のみで親子交流を行う
ことが困難な方も大勢いま
す。そこで本事業では、ひと
り親家庭等を対象に、家庭裁
判所の調停委員経験者等による
付添いや受渡し支援等とそ
の費用の助成を行うもので
す。



親子交流支援の主な流れ



— 支 援 概 要 —

支援種別	付添型
	別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、親子交流の場に支援者（親子交流支援員）が付き添います。
実施場所	千葉市中央区にある、家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室か、相談室外であればその近辺が基本となります。
実施頻度	月1回まで（ただし、事前相談は月2回まで）
支援期間	最長1年間（期間経過後、自費で支援を受けることは可能ですが、父母が自主的に親子交流を継続していくことを目標とします。）
その他	実施場所までの交通費や、屋外の施設で実施する場合の入園・入館料等は、子どもの分も含めて助成対象外です。

— 支援対象者 —

- 子どもが14歳以下であること
- 同居親と子どもが千葉県内在住であること
- 異婚時等に父母間で親子交流の取り決めを行っており、また、本事業の支援を受けることも合意していること
- 異婚には至っていないが、父母が離婚を前提とした別居状態にある場合
- 過去に本事業の対象となっていない者

※詳しくはお問い合わせください。

<問合せ先>

一般財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会 <https://chiboren.com/visiting/>

(千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業受託者)

電話 043-222-5818 又は 043-225-9177

(月～金) 9:30～16:30

住所 〒260-0856

千葉市中央区亥鼻2-10-9

<実施者>

千葉県健康福祉部子育て支援課ひとり親家庭班

電話 043-223-2320

※本事業は、千葉県が、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会及び公益社団法人家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室へ委託して実施するものです。